

東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正（手回り品に係る取扱いの変更に伴う改正）

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(手回り品及び持込禁制品)</p> <p>第109条 旅客は、次条又は第111条に規定するところにより、その携行する物品を手回り品として車船内に持ち込むことができる。ただし、旅客規則第307条第1項ただし書に規定する物品は、車船内に持ち込むことができない。</p> <p>(注) 旅客規則別表第4号に定める適用除外の物品及び旅客規則第307条第1項ただし書第3号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどが無いよう措置することとする。</p> <p>2 <u>旅客が、手回り品中に危険品又は旅客規則第307条第1項ただし書第2号の規定による物品を収納している疑があるときは、その</u>旅客の立会を求め、手回り品の内容を点検することがある。</p> <p>3 <u>前項の規定により</u>手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車<u>船</u>をすることができない。</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(手回り品及び持込禁制品)</p> <p>第109条 旅客は、次条又は第111条に規定するところにより、その携行する物品を手回り品として車船内に持ち込むことができる。ただし、旅客規則第307条第1項ただし書に規定する物品は、車船内に持ち込むことができない。</p> <p>(注) 旅客規則別表第4号に定める適用除外の物品及び旅客規則第307条第1項ただし書第3号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどが無いよう措置することとする。</p> <p>2 旅客規則第307条第1項ただし書<u>第1号又は</u>第2号の規定による物品の<u>車内への持込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により</u>、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。</p> <p>3 <u>旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。</u></p> <p>4 <u>第2項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第1項ただし書に定める物品を所持していなかった場合に限り。）は旅客規則第282条第1項第1号イ、ロ及びハのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。</u></p> <p>5 <u>第2項及び第3項の規定による</u>手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。<u>点検後の指示に従わない場合も同様とする。</u></p> <p>6 <u>前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。</u></p>
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(有料手回り品及び普通手回り品料金)</p> <p>第111条 鉄道・航路区間における旅客は、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、旅客規則第308条第1項に規定する制限内である場合に限り、持込区間・持込日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、鉄道・航路区間と自動車区間とを各別に運輸機関の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って、これを車船内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) <u>長さ70センチメートル以内、最小の立方形の長さ、幅及び高さの和が、</u></p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(有料手回り品及び普通手回り品料金)</p> <p>第111条 鉄道・航路区間における旅客は、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、旅客規則第308条第1項に規定する制限内である場合に限り、持込区間・持込日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、鉄道・航路区間と自動車区間とを各別に運輸機関の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って、これを車船内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) <u>他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるも</u></p>

現 行	改 正
<p><u>90</u> センチメートル<u>程度</u>の容器に収納したもので、かつ、他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるもの</p> <p>(2) 容器に収納した重量が10キログラム以内のもの (以下略)</p>	<p><u>のであって、3辺の最大の和が、120</u>センチメートル<u>以内</u>の<u>専用</u>の容器に収納したもの</p> <p>(2) <u>専用</u>の容器に収納した重量が10キログラム以内のもの (以下略)</p>

附則

この通達は、令和3年7月1日から施行する。